# ○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成16年3月31日

宮城県議会訓令甲第3号

〔宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程〕を次のように定める。

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程

宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年宮城県議会訓令 甲第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (会派届等)

- 第2条 条例第6条第1項の会派届は、様式第1号によるものとする。
- 2 条例第6条第2項の会派異動届は、様式第2号によるものとする。
- 3 条例第6条第3項の会派離脱届は、様式第3号によるものとする。
- 4 条例第6条第4項の会派解散等届は、様式第4号によるものとする。 (無会派議員届)
- 第3条 条例第7条第1項の無会派議員届は、様式第5号によるものとする。
- 2 条例第7条第2項の無会派議員異動届は、様式第6号によるものとする。 (会派等の通知)
- 第4条 条例第8条の規定による通知は、様式第7号により行うものとする。 (政務活動費の請求)
- 第5条 条例第10条第1項及び第3項の規定による政務活動費の請求は、様式第8号により行うものとする。

(収支報告書等)

- 第6条 条例第13条第1項の規定による収支報告書の提出は、様式第9号により行うものとする。
- 2 条例第13条第1項の収支報告書、同条第4項の収支報告書、同条第5項の収支報告書 及び同条第6項の収支報告書は、様式第10号によるものとする。
- 3 条例第13条第7項の実績報告書は、様式第11号から様式第11号の6までによるものと する。
- 4 条例第13条第7項の規定による証拠書類の写しの添付は、様式第12号により行うものとする。

- 5 条例第13条第8項の支払証明書は、様式第13号によるものとする。
- 6 条例第13条第9項及び第10項の規定による修正報告書の提出は、様式第14号及び様式 第15号により行うものとする。
- 7 条例第13条第9項及び第10項の規定による修正報告書の提出は、原則として、条例第 13条第1項及び第4項から第6項までに規定する収支報告書の提出期間の末日の翌日か ら当該修正報告書に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から 起算して5年を経過する日までの間、行うことができるものとする。

(実費に代わる支出額算定方法)

- 第7条 政務活動費に係る旅費の計算にあっては、条例第13条第2項の規定により、実費に代えて県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成12年宮城県条例第95号)第6条(第5項を除く。)の規定の例により算出した額によることができるものとする。
- 2 条例別表に掲げる経費について、政務活動費に係る経費と政務活動費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、条例第13条第3項の規定により、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には当該経費に2分の1を超えない範囲の按分率を乗じて得た額を支出額とすることができるものとする。ただし、もっぱら政務活動費に係る経費に充てたと認められる場合は、全額を支出額とすることができるものとする。

(措置命令)

- 第8条 条例第14条第3項の規定による措置命令は、様式第16号により行うものとする。 (収支報告書の写しの送付)
- 第9条 条例第15条の規定による収支報告書の写しの送付は様式第17号により、修正報告書の写しの送付は様式第17号の2により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

- 第10条 条例第17条第2項の規定による収支報告書、修正報告書、実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書(以下「収支報告書等」という。)の閲覧は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日(その日が県の休日(「宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第10号)」第1条に規定する休日をいう。)に当たるときはその翌日)からすることができる。
  - (1) 条例第13条第1項に規定する収支報告書並びに同条第7項及び第8項に規定する 実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書(以下「実績報告書等」という。) 当 該収支報告書及び実績報告書等の提出後、最初の7月1日
  - (2) 条例第13条第4項から第6項までに規定する収支報告書及び実績報告書等 当該

収支報告書及び実績報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過 した日の翌日

- (3) 条例第13条第9項及び第10項に規定する修正報告書並びに当該修正報告書に係る 実績報告書等 当該修正報告書及び実績報告書等を提出した日の翌日から起算して60 日を経過した日の翌日
- 2 条例第17条第2項の規定により収支報告書等の閲覧をしようとする者は、様式第18号 の閲覧請求書を議長に提出しなければならない。
- 3 条例第17条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、午前 9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間にしなければならない。
- 4 収支報告書等は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。
- 5 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 第2項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止 することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第17条第2項の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 8 条例第17条第4項の規定による収支報告書等のインターネットの利用による公表は、 第1項各号に定める日の翌日から起算して2月以内に、宮城県議会のウェブサイトに掲載して行うものとする。
- 9 前項の収支報告書等のウェブサイトへの掲載期間は、当該収支報告書等に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程 の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費 について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。 様式第1号(第2条関係)

年 月 日

宮城県議会議長

殿

会 派 名 代表者名

会 派 届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のと おり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数 名
- 5 所属議員氏名 別紙会派所属議員名簿のとおり

別紙

# 会派所属議員名簿

### 会派名

番号	所属議員名	備考

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

宮城県議会議長

殿

会 派 名 代表者名

会派異動届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のと おり届け出ます。

記

1 異動年月日

年 月 日

# 2 異動内容

該当欄	区 分	新	日
	会派の名称		
	代表者の氏名		
	政務活動費 経理責任者の氏名		
	所属議員数	名	名
	異動のあった 所属議員の氏名	(新たに所属した議員の氏 名)	(所属議員でなくなった議員の氏名)

(注1) 該当する異動内容の該当欄に○印を付し、所要事項を記載すること。

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

会派名

代表者名 殿

議員名

会派離脱届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第3項の規定により、下記のと おり届け出ます。

記

1 離脱する会派の名称

2 離脱年月日 年 月 日

様式第4号(第2条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

会 派 名 代表者名

会派解散等届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第4項の規定により、下記のと おり届け出ます。

記

- 1 解散する会派(政務活動費の交付を辞退する会派)の名称
- 2 解散(辞退)年月日

年 月 日

3 所属議員数 名

4 所属議員氏名 別紙会派所属議員名簿のとおり

別紙

# 会派所属議員名簿

### 会派名

番 号	所属議員名	備考

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

議員名

# 無会派議員届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、届け出ます。

様式第6号(第3条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

議員名

### 無会派議員異動届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により、下記のと おり届け出ます。

記

- 1 異動内容 会派への所属・政務活動費の交付の辞退
- 2 異動年月日 年 月 日

(注) 「異動内容」は、該当する事由に○印を付すこと。

様式第7号(第4条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県議会議長

政務活動費の交付に係る会派及び議員について(通知)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第8条第 項の規定により、政務活動 費の交付に係る会派及び議員について、下記のとおり通知します。

記

別紙 届(写し)のとおり

様式第8号(第5条関係)

年 月 日

宫城県知事

殿

請 求 者 会派にあっては名称及 び代表者名、無会派議員 にあっては議員名

政務活動費請求書

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第10条第 項の規定により、下記の とおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額 金 円

年 月分~ 年 月分

2 所属(異動)議員数 名

内訳 別紙会派所属議員名簿のとおり

3 振込先

銀行		名		銀行	75 A 66 Dil	当座	
独	11	20	本店・	支店	預金種別	普通	
П	座 番	号					
フ	リガ	ナ					
ПB	至名 義	á 人					

(注) 「所属(異動)議員数」は、請求者が会派である場合に記載すること。

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

提 出 者 会派にあっては名称 及び代表者名、無会派 議員にあっては議員 名又は相続人名

年度政務活動費に係る収支報告について(提出)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第13条第 項及び第7項の規定により、別紙のとおり政務活動実績報告書及び証拠書類の写しを添えて、 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 政務活動費収支報告書 1部

2 政務活動実績報告書 1部

3 証拠書類の写し 1部

### 様式第10号(第6条関係)

年度政務活動費収支報告書 (年月~年月分)

会派名又は無会派議員名

1 収 入 政務活動費

円

2 支 出

(単位 円)

		(4-107 L1
経 費	支 出 額	備考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残余

円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

### 様式第11号(第6条関係)

# 年度政務活動実績報告書

# 会派名又は無会派議員名

(単位 円)

経對	費及び	支出	額	主	な実	績	内	容
調	查	研	究					
研			修					
広	聴	広	報					
要請	陳信	等等	5 動					
会			議					
資	料	作	成					
資	料	購	入					

(注) 「主な実績」欄には、5万円以上の事業名とその所要額の全て、「内容」欄には事業に応じ、概要、件数等を記載すること。

5万円未満の事業については、「主な実績」欄に「その他○○」として合計額の みを記載し、「内容」欄に項目等を記載すること。

### 様式第11号の2(第6条関係)

会派名:

### ※ 審查基準

- ・活動目的が県政の課題に関わること。 ・政務活動費を充てることができる経費の範囲に合致すること。

针手及	経理責任者
	幹事長

経 費	内 訳	支出金額
到1本7170公司。		
調査研究費	30 + 70 m at 31	
	調査研究費 計	
研修費		
191 IS A	研修費計	
	м Б 34 п	
広聴広報費		
	広聴広報費 計	
要請陳情等活動費		
	要請陳情等活動費 計	
A sw ah		
会 議 費	会 議 費 計	
	云 蔵 貫 訂	
資料作成費		
SCITII MASC	資料作成費 計	
資料購入費		
	資料購入費 計	
事務所費		
	事務所費 計	
市 数 排		
事 務 費	事 務 費 計	
	尹 切 貝 町	
人件費		
	人 件 費 計	
	合 計	

議員名

<sup>(</sup>注)幹事長とは、会派が定める幹事長をいい、経理責任者とは、会派が定める政務活動費経理責任者 をいう。

### 様式第11号の3(第6条関係)

 年
 月分
 政務活動実績報告書(政務活動記録簿)

 会派名
 議員名

活動日 経費区分	奴弗尼八	目的地	所要時間	[時間 相手方等	活動目的 及び 活動内	D. 78 STablebook	移動距離	支払額	備考	
百數口	在其巨刀	市町村名等	場所(会場等)	(分)	和于刀守	行列の日ログ	及び信勤的谷	(自家用車)	又拉爾	1/11/5

<sup>(</sup>注)移動距離は、自家用自動車で政務活動を行った場合に記載すること。

### 様式第11号の4(第6条関係)

# 政務活動実績報告書(政務活動記録簿)

会 派 名		調査 研究	研修	広聴 広報	要請 陳情	会議
参加議員名						
25 350000 15000 Mar.						

活動年月日	年	月	日~		年	月	日
移動手段	一般交通・自家用車	支払額		円	移動距離		km

活	目的地	所要時間	CACIO I Glise CACIONATO	
活動日	市町村名等	又は	相手方等	活動目的 及び 活動内容
н	場所(会場等)	時間帯		
月				
Ħ				
月				
H				
月				
日				
月				
Ħ				
月				
H				

(注) 支払額は、支払証明書に計上した金額、移動距離は、全行程のうち自家用自動車を利用 した距離を記載すること。

# 様式第11号の5(第6条関係)

# 政務活動実績報告書 【海外視察調查報告書】

年 月 日

会派名

議員名

記

1期間	年	月	日から	年	月	日まで(	日間)
2 視察地							
3 構成議員							
4 調査目的							
5 調査結果 及び県政へ の反映方策							

# 様式第11号の6(第6条関係)

# 政務活動実績報告書(政務活動記録簿)【海外視察用】

2	会派 名					経 費	
ż	参加議員名						
活動日	目的 都市 場所(会	i名	所要時間 又は 時間帯	視察先・ 相手方等		主な活	動内容
月日		-					
月							
月月							
H							
月			-				
Ħ							
月			-				
日		支出項目	1	政務活動費充計	4 物質		内訳
0	des et itt	※支払	証明書によ	以伤伯别其儿:	円	移動距離	km 実費・旅費規程
	交通費 (国内)	※領収	上する経費 書により計 る経費	PI			
	交通費(国外)		円				
経典	宿泊費			円			
経費の内容	通訳費			円			
訳	傷害保険料		円				
					円		
					円		
		合計			円		

# 様式第12号(第6条関係)

# 領収書等添付票

圣 費	按分率又は上限	
整理番号	政務活動費支出額	
領収書その他の証拠書類の	)添付欄	

(注) 按分による支出がある場合は、所定の欄に按分率及び政務活動費の支出額を記載 し、余白に按分率の積算根拠を記載すること。

### 様式第13号(第6条関係)

# 支 払 証 明 書

# 経 費

使途/移動距離 (km)	払額(円) 支払先/目的地		支払年月日
_			
			-
			計

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 会派にあっては名称 及び代表者名、議員 にあっては議員名

(注) 「目的地」及び「移動距離(km)」は、旅費の場合に記載すること。

様式第14号(第6条関係)

年 月 日

]

宮城県議会議長

殿

会派にあっては名称及び 代表者名、無会派議員に 提出者 あっては議員名又は相続人名

年度政務活動費に係る収支報告の修正について(提出)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第13条第 項の規定により、 月 日付けで提出した 年度政務活動費収支報告書等について、下記のとおり修正します。

記

- 1 修正理由
- 2 修正の対象

(提出者が会派の場合のみ該当する番号に○印を付け、該当議員名を記載すること)

- (1) 会派共通経費
- (2) 所属議員〔該当議員名:

- 3 修正内容(該当する番号に○印を付けること)
  - (1) 政務活動費収支報告書
  - (2) 政務活動実績報告書(月別支出報告書、政務活動記録簿を修正する場合も含む。)
  - (3) 証拠書類の写し(領収書及び領収書等添付票、支払証明書)
  - (4) その他(具体的な書類名:

)

- 4 残余額(該当する番号に○印を付け、(1)の場合は金額を記載すること。)
  - (1) 修正の結果生じた新たな残余額は\_\_\_\_\_\_円であり、返還する。
  - (2) 新たに返還すべき残余額は、生じていない。

[注]

- 1 修正に当たっては、政務活動費収支報告修正報告書(様式第15号)を提出するとともに、上記 3(2)~(4)のうち修正するものを添付すること。
- 2 修正する書類は、次のとおり見え消しによる修正を行ったものの写しを添付すること。

### (裏面)

- (1) 頁の一部分の修正の場合は、2重線により見え消し修正すること。
- (2) 頁全体の修正(削除)の場合は、頁全体に斜線を引くなど、全体の抹消が明らかになるよう見え消し修正すること。
- (3) 余白に修正年月日を記載すること。
- (4) 2回以上の修正を行う場合は、修正箇所と修正時期がわかるように、それぞれの修正箇所及 び修正年月日の前に(A)、(B)等の記号を付すこと。

様式第15号(第6条関係)

年 月 日

年度政務活動費収支報告修正報告書 ( 年 月分~ 年 月分)

# 会派名又は無会派議員名

1 収 入 政務活動費

円

2 支 出 (単位 円)

з х ш			(単位 門)
経 費	支力	出 額	備考
柱 其	修正前	修正後	(主な修正内容)
調査研究費			
研 修 費			
広 聴 広 報 費			
要請陳情等活動費			
会 議 費			
資料作成費			
資料購入費			
事 務 所 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			
残余			

3	新たな残余	F	9
---	-------	---	---

- (注) 1 支出額欄には、修正箇所のみならず、経費ごとの金額を全て記載すること。
  - 2 新たな残余欄には、「修正後の残余一修正前の残余」による額を記載すること。

# 様式第16号(第8条関係)

# 措置命令書

年 月 日

殿

宮城県議会議長印

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第14条第3項の規定により、下記の措置を講ずることを命じます。

記

- 1 措置の内容
- 2 措置を講ずべき理由

様式第17号(第9条関係)

年 月 日

宮城県知事

宮城県議会議長

年度政務活動費収支報告書(写し)について(送付)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第15条の規定により、政務活動費収 支報告書の写しを別添のとおり送付します。 様式第17号の2(第9条関係)

年 月 日

宮城県知事

殿

### 宮城県議会議長

年度政務活動費収支報告の修正報告書(写し)について(送付)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第15条の規定により、政務活動費収 支報告修正報告書の写しを別添のとおり送付します。

### 様式第18号(第10条関係)

### 政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

宮城県議会議長

殿

請求者 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所又は事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の政務活動費収支報告書等について、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第17条第2項の規定に基づき、閲覧を請求しますので、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程第10条第2項の規定により、閲覧請求書を提出します。

記

### 1 閲覧を請求する報告書

会派名又は無会 派議員名						
報告書の年度			年度分	7		
報告書の種別	1	収支報告書	2	実績報告書	3	証拠書類の写し

附 則 (平成19年議会訓令甲第3号)

この訓令は、平成19年1月5日から施行する。

附 則 (平成20年議会訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年議会訓令甲第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程 の規定は、この訓令の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交 付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年議会訓令甲第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年議会訓令甲第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この 訓令の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の宮城県議会 における政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定により交付された政務調査費に ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年議会訓令甲第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年議会訓令甲第4号)

この訓令は、平成29年10月6日から施行する。

附 則(平成30年議会訓令甲第3号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和3年議会訓令甲第6号)

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和5年議会訓令甲第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年議会訓令甲第4号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。